



**教育委員会  
お知らせ**

お問い合わせ  
学校教育班 ☎63・2038  
生涯学習班 ☎63・3812

**青少年健全育成  
標語募集!**

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

**応募資格**

町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方

**課題**

明るく家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したもの、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したもの、交通事故防止

や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したもの

**応募方法**

小・中学校については、学校名・学年・氏名を記入の上、学校に提出してください。

また一般の方は、住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員会教育課生涯学習班(☎63・3812 FAX63・3353)にご提出ください。

※応募作品数に制限はありませんが、共同作品はご遠慮ください。  
また、作品は未発表のものに限ります。

**締め切り**

令和4年1月31日(月)

**入選発表・表彰**

2月下旬

**お問い合わせ先**

日高町教育委員会(☎63・3812)



お問い合わせ  
☎63・3801

**児童手当制度を  
ご存知ですか?**

**支給対象**

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません(施設設置者が受給者となります)。

**支給月**

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

**支給額**

区分	所得制限以下の場合 (月額)	所得制限を超える場合 (月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数(第〇子)は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます

**届出が必要なき**

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくはは公務員でなくなった
- ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)

# 病児・病後児保育事業のご案内

## ～子育て中のご家庭のみなさまへ～

### ■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

### ■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童  
(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、この保育サービスの利用が可能だと医師が認めた児童
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

### ■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

### ■病児・病後児保育所

御坊市湯川町財部728-4  
特定・特別医療法人 黎明会 北出病院  
「病児保育室ひまわり」  
**利用時間** 平日の午前8時～午後6時  
(延長保育は、原則行いません。)  
**休業日** 土、日曜日、祝祭日と年末年始  
(12月29日～1月3日)  
■ 予約時間：午前8時～午後6時  
■ ☎ 24・0144

### ■定員：6名

少人数制ですので、お預かりできる児童数に限りがあります。事前(前日)にご予約ください。

### ■ご利用料金

- (1)前年度市町村民税の課税世帯  
(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
  - (2)前年度市町村民税の非課税世帯  
(1日 1,000円 / 半日 500円)
  - (3)生活保護世帯(全額免除)
- ※半日とは、5時間以内の保育です。

### ■ご利用の手順

#### お子さまが発熱など



#### かかりつけ医を受診



- ・入院加療の必要はなく、病児・病後児保育所での保育サービスが可能だと医師が診断。
- ・「医師連絡票」を記載してもらい、医師より受け取る。

病児・病後児  
保育所へ予約

・「医師連絡票」を受け取ると同時に、保育室へ病状を告げて予約(前日)してください。

#### 病児・病後児保育所

北出病院「病児保育室ひまわり」

予約時間：午前8時～午後6時  
☎24・0144



#### 受け入れOKが出る



※(予約後のキャンセルは、速やかに保育室に連絡してください)

病児・病後児  
保育所に入所

#### 【当日お持ちいただく物】

- ①医師連絡票 ②利用申請書 ③同意書
- ④かかりつけ医より処方されたお薬
- ⑤子ども医療費受給資格証 ⑥健康保険証
- ⑦母子手帳 ⑧印鑑
- ⑨着替え、タオル、バジャマなど
- ⑩粉ミルク、哺乳瓶 ⑪紙おむつ
- ⑫昼食・おやつなど

※昼食・おやつは、お持ちください(原則)。

ただし、ご用意できない場合は、入所時にお申し出ください。実費(前払い)にてご用意いたします。

[昼食…1食205円、おやつ…1回100円]



保  
育

・病児保育中、病状が悪化し必要があれば、保護者へ連絡しご了解いただいたうえで、保険診療を受けていただきます。その際の費用は、別途必要となります。なお緊急時は、事後承諾になることもあります。



#### お迎え

- ・必ず午後6時までに迎えに来てください。
- ・利用当日分のお支払いをお願いします。

お問い合わせ/子育て福祉健康課(☎63-3801)